

東京都北区障害児支援体制整備促進事業補助要綱

31北福障第1131号

平成31年4月11日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区における障害児支援の提供体制の整備を推進するため、障害者施策推進区市町村包括補助事業等実施要綱（平成19年3月30日付18福保障第1751号）に基づき、障害児を支援する事業者に対して、予算の範囲内において、開設前に要する人件費等の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づき補助の対象とする事業者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等
- (5) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- (7) 中小企業等協働組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合

(補助対象事業等)

第3条 この要綱に基づき補助の対象とする事業等（以下「補助対象事業等」という。）は、次に掲げる施設・事業とし、第1期北区障害児福祉計画と整合するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センター。ただし、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号。以下「都条例」という。）に適合し、都条例第49条第2項の規定による地域支援を実施するものに限る。
- (2) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業。ただし、都条例に適

合する主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所で実施する事業に限る。

(3) 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る事業。ただし、都条例に適合する主として重症心身障害児を通所させる指定放課後等デイサービス事業所で実施する事業に限る。

(4) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に係る事業。ただし、都条例に適合する指定保育所等訪問支援事業所で実施する事業に限る。

(補助対象経費)

第4条 この要綱に基づき補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業等に係る開設前に要する次の経費とする。ただし、他の補助制度による対象経費として補助を受けることができる経費を除く。

- (1) 人件費
- (2) 人材募集に要する経費
- (3) 研修の実施に要する経費
- (4) 実情把握のための調査に要する経費
- (5) 広報・事業周知に要する経費
- (6) 初度調弁（備品、消耗品費）
- (7) その他区長が特に必要と認める経費

(補助金額)

第5条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の額は、補助対象経費の実支出額から国及び都の補助金又は交付金その他の収入額を控除して得た額と別表に定める補助基準額を比較して、いずれか少ない額を上限として区長の定める額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、補助対象者が次に掲げる書類を区長に提出して行うものとする。

- (1) 東京都北区障害児支援体制整備促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 補助対象経費の実支出額を証明するもの（補助対象者と従事者の間で交わされた雇用契約書（写）・給与明細（写）、その他経費に係る領収書（写）・明細書（写）等）

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の交付申請があった場合において審査により適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、東京都北区障害児支援体制整備

促進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助条件）

第8条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付目的を達成するため、別記の補助条件を付するものとする。

（補助金の交付時期）

第9条 補助金の交付は、障害者（児）施設整備費補助事業（国庫補助）及び障害者通所施設等整備費補助事業（東京都事業）の補助金の交付額決定後、補助対象者の申請に基づいて行うものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助対象事業等が開設したとき、又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該交付決定に係る事業の実績について東京都北区障害児支援体制整備促進事業実績報告書（別記第3号様式）により、速やかに区長に報告するものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 区長は、補助対象者から前条の規定による実績報告があったときは、当該実績報告を審査の上、適正と認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、補助対象者に通知する。

（是正のための措置）

第12条 区長は、第10条による実績報告その他の報告の審査の結果、補助条件に適合しないと認められる場合は、補助対象者に、これを適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 区長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第11条により交付すべき補助金の額を確定した後においても同様とする。

- （1）偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 区長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合は、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (2) 補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(違約加算金)

第15条 補助対象者は、第13条により交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

- 2 補助金が年2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

(延滞金)

第16条 補助対象者は、第14条により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

(事情変更による届出)

第17条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を区長に届け出て、その指示を受けるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第18条 区長は、補助対象者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

付 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

別表（第5条関係） 補助基準額

区分	補助対象事業等	補助基準額
1	児童発達支援センター	1か所当たり5,000千円
2	主として重症心身障害児を通所させる児童発達支援	1か所当たり3,000千円
3	主として重症心身障害児を通所させる放課後等デイサービス	1か所当たり3,000千円
4	保育所等訪問支援	1か所当たり1,000千円

備考 2及び3の多機能型事業所（都条例第2条第1項第14号に規定する多機能型事業所をいう。）については、1か所として取り扱う。

別記（第8条関係）

補 助 条 件

1 実施状況報告

区長は、補助対象事業等の実施状況について、必要があると認めるときは、補助対象者に報告を求めることがある。

2 財産処分の制限

補助対象者は、補助対象事業等により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

3 財産処分による収入の納付

2の規定による区長の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、補助対象者に対し、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

4 財産の管理義務

補助対象者は、補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

5 関係書類の保管

補助対象者は、補助金の交付に係る収入と支出の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

6 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

補助対象者は、補助対象事業等の開設後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により、速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

7 消費税及び地方消費税の申告による収入の納付

区長は、6により補助対象者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定について報告があったときは、補助対象者に対し、その仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

8 その他

補助対象者は、補助対象事業等について、北区民が優先して利用できるように特段の配慮を行うものとする。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

東京都北区長 殿

申 請 者
所在地
名称
代表者職氏名 印

東京都北区障害児支援体制整備促進事業補助金交付申請書

標記の補助金について、下記のとおり交付されたく関係書類を添えて提出します。

記

1 施 設 名

2 交付申請額 金 _____ 円

[添付書類]

- (1) 所要額調書 (様式1-1)
- (2) 開設概要 (様式1-2)
- (3) 補助対象経費の実支出額を証明するもの

様式1-1

東京都北区障害児支援体制整備促進事業補助金所要額調書

申請者: _____

施設名: _____

補助対象経費 の実支出額	Aのうち、 当該年度の 実支出額	寄付金 その他の収入	差引後 実支出額	補助基準額 (別表)	申請額 (DとEを比較して 少ない方の額)
A	B	C	$D=B-C$	E	F
			0		

(単位:円)

- (注) 1 A欄には、補助要綱第4条に規定する補助対象経費の実支出額を記入すること。
- 2 B欄には、原則としてA欄と同じ金額を記入すること。ただし、申請が2か年にまたがる場合は、当該年度の実支出額を記入すること。
- 3 C欄には、他の補助制度による補助金、寄付金その他の収入額を記入すること。
- 4 E欄には、補助要綱別表に規定する補助基準額を記入すること。
- 5 F欄には、D欄とE欄の数値を比較して少ない方の金額を記入すること(1,000円未満の端数は切り捨て)。

開設概要

<p>1 施設・事業種別 (該当するものに○を付けること。)</p>	<p>ア 児童発達支援センター イ 主として重症心身障害児を通所させる児童発達支援 ウ 主として重症心身障害児を通所させる放課後等デイサービス エ 保育所等訪問支援</p>
<p>2 施設名所</p>	
<p>3 開設(予定)地</p>	
<p>4 開設(予定)年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>5 設置主体</p>	
<p>6 運営主体</p>	
<p>7 利用定員数</p>	<p>人</p>

東京都北区障害児支援体制整備促進事業補助金交付決定通知書

申 請 者 様

年 月 日付で申請のあった東京都北区障害児支援体制整備促進事業補助金については、下記のとおり交付します。

年 月 日

東京都北区長

記

1 金 額 金 _____ 円

2 条 件 東京都北区障害児支援体制整備促進事業補助要綱第8条の補助条件のとおりとする。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者
所在地
名称
代表者職氏名 印

東京都北区障害児支援体制整備促進事業実績報告書

年 月 日付 北福障第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る
事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

精算額 金 _____ 円

[添付書類]

(1) 精算額内訳書（様式3-1）

東京都北区障害児支援体制整備促進事業補助金精算額内訳書

申請者: _____

施設名: _____

区 分		補助対象経費 の実支出額	Aのうち、 当該年度の 実支出額	寄付金 その他の収入	差引後 実支出額	補助金 交付決定額	不要額	補助金 確定額	補助金 返還額
		A	B	C	D=B-C	E	F=E-D	G	H=F
補助 対象 経 費	人件費				0	/	/	/	/
	人材募集に要する経費				0				
	研修の実施に要する経費				0				
	実情把握のための調査に要する経費				0				
	広報・事業周知に要する経費				0				
	初度調弁(備品、消耗品費)				0				
	その他				0				
合 計		0	0	0	0		0		0 (単位:円)

- (注) 1 B欄には、原則としてA欄と同じ金額を記入すること。ただし、申請が2か年にまたがる場合は、当該年度の実支出額を記入すること。
 2 C欄には、他の補助制度による補助金、寄付金その他の収入額を記入すること。
 3 E欄には、交付決定通知書(別記第2号様式)の金額を記入すること。
 4 F欄には、(E-D)の金額を記入すること。ただし、数値がマイナスとなる場合は0と記入すること。
 5 G欄には、D欄とE欄の数値を比較して少ない方の金額を記入すること(1,000円未満の端数は切り捨て)。

第4号様式（補助条件6関係）

年 月 日

東京都北区長 殿

所在地
事業者名
代表者名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け 北福障第 号で交付決定を受けた東京都
北区障害児支援体制整備促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ
控除税額については、下記のとおり報告します。

1 事業者名

2 補助対象事業等の種別及び名称

3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
れ控除税額（要交付金返還相当額）
金 円

5 添付書類

4の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の積算内訳等